

ご利用案内

津山市では、戦争遺品・平和資料を平和教育等の教材として無料で貸出をしています。
なお、これらの資料は、市民の皆様から市へ寄贈いただいた貴重なものです。
ご利用にあたっての手続きと貸出条件は次のとおりです。

1 借用の申し込み

貸出希望日の約2週間前までに、電話で借用希望資料の空き状況を確認いただきます。
その後、資料借用申請書に必要事項をご記入のうえ、人権啓発課に提出してください。
貸出を許可する場合は、資料貸出許可証を交付します。

2 受け取りと返却

資料の受け取りは、資料貸出許可証をご持参のうえ、人権啓発課窓口へ直接お越しください。

返却については期日を守り、人権啓発課窓口へ直接ご持参ください。

3 貸出期間

1回2週間以内

4 その他

貸出した資料については、貸出許可申請者の責任において取扱いや保管に細心の注意を行ってください。資料に異常が生じた（あった）場合は、人権啓発課に速やかにご連絡ください。

【お問い合わせ】

津山市総務部人権啓発課人権係

〒708-8502 津山市新魚町17番地 アルネ・津山5階

津山男女共同参画センター「さん・さん」内

TEL 0868-31-0088 FAX 0868-31-2534

開所時間：(月・水～金) 午前10時～午後7時

(土・日) 午前10時～午後6時

休 日：火曜日、国民の祝日、年末年始